

ジャム類に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 ジャム類の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年8月

消費者庁食品表示課

1 ジャム類の個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
ジャム類	ジャム類	次に掲げるものをいう。 一 果実、野菜又は花卉（以下この表、別表第4及び別表第22のジャム類の項において「果実等」と総称する。）を砂糖類、糖アルコール又は蜂蜜とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの 二 一に酒類、かんきつ類の果汁、ゲル化剤、酸味料、香料等を加えたもの
	ジャム	この表の中欄に掲げるジャム類のうち、マーマレード及びゼリー以外のものをいう。
	マーマレード	この表の中欄に掲げるジャム類のうち、かんきつ類の果実を原料としたもので、かんきつ類の果皮が認められるものをいう。
	ゼリー	この表の中欄に掲げるジャム類のうち、果実等の搾汁を原料としたものをいう。
	プレザーブスタイル	ジャムのうち、ベリー類（いちごを除く。）の果実を原料とするものにあつては全形の果実、いちごの果実を原料とするものにあつては全形又は2つ割りの果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものにあつては5 mm以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようにしたものをいう。

○別表第 4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	定義
ジャム類	名称	次に定めるところにより表示する。 一 ジャムのうち、1 種類の果実等を使用したものにあつては当該果実等の名称を冠して「いちごジャム」、「りんごジャム」、「あんずジャム」等と、2 種類以上の果実等を使用したものにあつては「ミックスジャム」と表示する。 二 マーマレードにあつては「マーマレード」と、ゼリーにあつては「ゼリー」と表示する。 三 プレザーブスタイルにあつては、一の規定により表示する文字の次に「（プレザーブスタイル）」と表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。 一 「いちご」、「りんご」、「なつみかん」、「ぶどう」、「みかん」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「還元麦芽糖水あめ」、「はちみつ」、「ワイン」、「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 二 2 種類以上の果実等を使用したものについて、一の規定にかかわらず、「果実等」（果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」）の文字の次に、括弧を付して当該果実等の名称を「いちご、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあつては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。 三 2 種類以上の砂糖類を使用したものについて、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「砂糖、水あめ」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第 3 条第 1 項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略は適用しない。
	内容量	第 3 条第 1 項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、2 個以上が同一の容器包装に入れられたものにあつては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○ g × △ 袋」等と表示する。

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
ジャム類	使用上の注意（糖用屈折計の示度が60ブリックス度以下のもの又は内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	1 糖用屈折計の示度が60ブリックス度以下のものにあつては、「開封後は、10℃以下で保存すること」等と表示する。 2 缶詰であつて内面塗装缶以外の缶を使用したものにあつては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

食品	表示事項	表示の方法
ジャム類	別記様式1の規定による。	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、使用上の注意は、明瞭に表示する。

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示事項
ジャム類	1 「特級」の用語と紛らわしい用語 2 2種類以上の果実等を使用したものについて、当該果実等のうち特定の種類のものを特に強調する用語。ただし、果実等の配合の割合が30%以上60%未満の場合において「ミックスジャム」の文字に当該果実等を含む旨の用語を付した商品名を用いる場合及び当該果実等の配合の割合が60%以上の場合において「ミックスジャム」の文字に当該果実等名を冠した商品名を用いる場合は、この限りでない。 3 通常より糖度が低い旨を示す用語。ただし、糖度が55ブリックス度以下のものについて当該糖度を下回らない整数値により「糖度50度」等と併記する場合は、この限りでない。 4 果実等を多く含有している旨を示す用語

項目	見直し要望	
別表3 定義	現状維持	・他規格でも同内容の規定になっており現状維持を希望。
別表4 個別ルール（名称）	現状維持	・定義に合わせ、現状維持を希望。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができるため廃止。
別表4 個別ルール（添加物）	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができるため廃止。
別表4 個別ルール（内容量）	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができるため廃止。
別表19 個別義務表示	一部修正	・1については現状維持、2については缶詰であって内面塗装缶以外の缶の使用の実態はないため、廃止を希望。
別表20 表示の方法	廃止	・横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができるため廃止を希望。
別表22 表示禁止事項	一部修正	・1については、横断的な食品表示基準の中でも禁止されている事項であり重複しているため、4については現在においては、横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断でき、多様な商品の消費者への説明の妨げになる可能性があるため廃止を希望。 ・2、3については横断的な基準では対応できず、ジャム類独自の表示禁止事項として現状維持を希望。